

名証自規G第3号
平成17年1月31日

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ長 鈴木 武久

会社情報等に対する信頼向上のための上場制度の見直しに伴う実務上の留意事項について

拝啓貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当取引所市場の運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、重要な会社情報の適時適切な開示は、上場有価証券の公正な価格形成及び円滑な流通を確保するうえで不可欠であり、投資者の証券市場に対する信頼の根幹を成すものです。しかしながら、先般来、会社情報の開示が適切に行われず、多くの投資者の信頼を損なうような事例が相次いで判明し、上場会社並びに証券市場に対する社会的な信頼の失墜を招きかねない事態が生じています。

そこで、当取引所では、上場有価証券の発行者が投資者への適時適切な会社情報の開示に真摯な姿勢で臨む旨を宣誓する規定を設けるほか、上場会社の親会社等に関する会社情報の開示の充実を図るなど、証券市場に対する投資者の信頼の維持・向上を図る観点から、上場管理制度全般にわたり見直しを行うこととし、平成17年2月1日付で、上場諸規則の改正を実施する予定です。

つきましては、これらに伴う実務上の主な留意事項について、別添1のとおりとりまとめましたので、ご案内させていただきます。

また、今回の改正によりご提出いただきます宣誓書及び確認書につきましては、上場会社の代表者自らがその意義についてご理解いただくことが重要となるものです。そこで、こうした点につき、上場会社代表者の方に十分にご認識いただけるよう、別添2「適切な情報開示のためにご提出いただく宣誓書及び確認書に関する上場会社代表者の留意事項について」を作成いたしましたので、上場会社代表者が自らお読みいただきますよう、お取り計らいのほどお願いいたします。

制度改正の趣旨・概要等については、平成17年1月31日付上場会社代表者あて通知「会社情報等に対する信頼向上のための有価証券上場規程等の一部改正等について」をご参照ください。

敬 具

会社情報等に対する信頼向上のための上場制度の見直しに伴う 実務上の留意事項について

開示書類等の信頼向上

1．上場有価証券の発行者の誠実な業務遂行に関する基本理念

すべての上場有価証券の発行者において投資者への適時、適切な会社情報の開示や誠実な業務遂行についての意識を今一度徹底していただくため、上場有価証券の発行者の誠実な業務遂行に関する基本理念として、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下「適時開示規則」という。)に、「上場有価証券の発行者は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない」旨を規定することとしました。

2．適時開示に係る宣誓書

上記の基本理念についてより高い実効性を確保し、もって証券市場に対する信頼を回復する観点から、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨む旨を宣誓することを上場会社に求めることとしました。あわせて、上場廃止基準の見直し等を行いました。

(1) 提出書類

次の a 及び b の書類の提出が必要となります。

a 宣誓書

上場会社の代表者による署名がなされた当取引所所定の宣誓書(別紙 1)

b 添付書類

上場会社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況を記載した書面(別紙 2(参考様式))

この添付書類は、宣誓書における「添付書類に記載した社内体制の充実に努める」旨の記載を受けて、宣誓内容の一部を構成するものです。宣誓を行う前提となる会社情報の適時開示に係る社内体制の状況(投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報等を把握・管理し、適時・適切に開示するための業務執行の仕組みなど)について、図表を用いるなどして分かりやすく記載してください。

(2) 提出時期

次の a 又は b のいずれかに該当する場合に、それぞれに記載するとおり、宣誓書及び添付書類の提出が必要になります。

a 当取引所に対する上場会社の代表者（宣誓書に署名を行った代表者）の変更があった場合

変更後速やかに（概ね 2 週間以内に）

b 過去 5 年間に於いて宣誓書を提出していない場合（前回提出時から 5 年間に経過した場合）

該当後速やかに（概ね 2 週間以内に）

なお、会社情報の適時開示に係る社内体制については、通常、宣誓書の提出より短期間で見直しが行われることが望ましいため、添付書類のみ差し替えることもできることとしています。宣誓の前提となる社内体制について見直しが行われる場合には、適宜差替えを行っていただきますようお願いいたします。

(3) 提出方法

所定の提出票（別紙 3）とともに、宣誓書及び添付書類につきそれぞれ原本 1 部及び写し 1 部をご提出ください（当取引所に持参いただくほか、郵送でも結構です。）

なお、提出いただいた宣誓書及び添付書類は、当取引所において公衆縦覧に供しません。

(4) 代表者の変更の届出

宣誓書に署名を行った上場会社の代表者を変更する場合には、当取引所に届出の必要があることを規則化しました。

届出は、従来どおり「代表者関係通知書」の提出によることとなります。（従来どおり、上場会社専用サイト「上場会社通信」によりご提出いただくことができます。）

(5) 上場廃止基準の見直し

上場会社が宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合には、上場廃止の対象とすることとしました（株券上場廃止基準第 2 条第 12 号）。

これは、証券市場全体に対する投資者の信頼を大きく損なうような極めて不適切な開示を念頭においたものです。従来からも、改善の必要性が高いと認められる不適切

な開示には改善報告書の提出を求めており、5年間に於ける3回目の改善報告書の提出(徴求)等を上場廃止事由としていますが、「宣誓した事項について重大な違反を行った場合」には改善報告書の徴求にかかわらず上場廃止の措置がとられることとなります。

(6) 移行措置(全上場会社による宣誓書の提出)

平成17年2月1日現在上場している上場会社は、最初の宣誓書と添付書類を、平成17年3月31日までに、「(3)提出方法」に記載する方法によりご提出いただきますようお願いいたします。

3. 有価証券報告書等の適正性に関する確認書

上場会社が有価証券報告書又は半期報告書(以下この3.及び次の4.において、「有価証券報告書等」という。)を内閣総理大臣に提出した場合、「有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する確認書」(以下、単に「確認書」という。)を当取引所に提出することを求めることとしました。

(1) 提出書類

次のa又はbの書類の提出が必要となります。

- a 有価証券報告書等に法令上の確認書(代表者が当該有価証券報告書等に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面(企業内容等の開示に関する内閣府令(以下、「開示府令」という。)第17条第1項第1号へ又は第18条第2項に規定する任意添付書類)を添付していない場合

当該上場会社の代表者が有価証券報告書等の提出時点において当該有価証券報告書等に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面(別紙4(参考様式))

なお、当該書面には、代表者による署名が必要となります。

原本1部及び写し 1部

不実の記載がないと認識している理由としては、例えば、有価証券報告書等の適正性の裏付けとなる社内体制(業務執行体制、内部監査体制等)の整備・運用状況など、有価証券報告書等の作成に関して代表者自身が確認した内容を記載してください。

なお、有価証券報告書等の適正性の裏付けとなるべき社内体制の整備途上である上場会社においては、現状の有価証券報告書等の作成プロセスを前提とした代

表者自身の確認内容を記載することとなりますが、あわせて、適切な内部統制システムの整備を進めるなど、有価証券報告書等の適正性を確認できる体制の整備に努めていただきますようお願いいたします。

b 有価証券報告書等に法令上の確認書を添付した場合

当該書面の写し 2部

(2) 提出時期

有価証券報告書等を内閣総理大臣（権限委任を受けた各所管の財務局）に提出した後、遅滞なく（概ね2週間以内に）

所定の提出票（別紙5）とともにご提出ください（当取引所に持参いただくほか、郵便等による送付でも結構です。）

なお、提出いただいた確認書は、当取引所において公衆縦覧に供します。

確認書の提出は、平成17年2月1日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書又は同日以後に終了する中間会計期間に係る半期報告書から適用されます。

(参考：決算期ごとの適用開始時期)

決算期	最初に適用のある有価証券報告書等
2月期～7月期	平成17年2月期～7月期に係る有価証券報告書
8月期～12月期	平成17年8月期～12月期に係る半期報告書
1月期	平成17年7月期に係る半期報告書

(変則決算期の会社を除く。)

4. 監査証明を行う公認会計士等

従来、上場会社の財務諸表等については、公認会計士1人による監査証明も可能となっていました。が、会社情報の信頼性を高めるため、有価証券報告書等の提出遅延に係る上場廃止基準において添付を求めている監査報告書等は、2人以上の公認会計士又は監査法人によるものであることを要することとします。あわせて、適時開示事項を整備することとします（下線部は、実質的な追加部分）。

(1) 上場廃止基準の見直し

有価証券報告書等の提出遅延に係る上場廃止基準（株券上場廃止基準第2条第10

号)を見直し、2人以上の公認会計士又は監査法人による監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法定提出期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣(権限委任された所管の財務局)に提出しなかった場合には、上場廃止することとします。

(2) 適時開示事項の整備

有価証券報告書等の提出遅延に係る適時開示事項を整備し、上場会社は 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣(権限委任された所管の財務局)に対して、法定提出期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと、及び当該期間の最終日から起算して8日目(休業日を除外する。)の日までに提出できる見込みのないこと、並びにこれらの開示を行った後提出したこと、が発生した場合には、直ちに開示しなければならないこととします(適時開示規則第2条第1項第2号t)。

平成17年1月1日以後開始する事業年度に係る有価証券報告書又は同日以後に開始する中間会計期間に係る半期報告書から適用します。

親会社等の会社情報に関する適時開示制度の見直し

(別紙6「親会社等の会社情報に関する適時開示制度の概要」参照)

1. 非上場の親会社等に係る適時開示制度の対象となる上場会社の範囲の拡大

上場会社の親会社等の重要な会社情報は、投資者への適切な情報開示の観点から、開示されることが望ましいものであり、当取引所では、これまでも、上場会社の親会社等が非上場会社である場合には、当該親会社等の会社情報についての適時開示を義務付ける規定を設けてきました。当該開示に係る規定は、当面の措置として、改正付則において当該規則改正が実施された平成8年1月1日以後に上場申請し、上場した会社に限って適用されるとされていましたが、今般、対象となる上場会社の範囲を拡大し、会社が上場した時期にかかわらず、適時開示を求めることとしました。

(1) 開示対象となる非上場の親会社等の範囲

上場会社が親会社等(親会社(注1)及び上場会社が他の会社の関連会社(注2)である場合における当該他の会社(注3)をいう。以下同じ。)を有している場合には、当該親会社等(親会社等が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいい、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社)について、次の[親会社等に係る会社情報の開示を要しない場合] aからdまでのいずれかに該当する場合を除き、当該親会社等に係る会社情報の適時開示が必要と

なります。

(注1) 親会社：財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下、「財務諸表等規則」という。)第8条第3項に規定する親会社

(注2) 関連会社：財務諸表等規則第8条第5項に規定する関連会社

(注3) 「上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社」は、財務諸表等規則第8条第16項第4号に規定する「その他の関係会社」と同義です。

[親会社等に係る会社情報の適時開示を要しない場合]

- a 当該親会社等が国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合
- b 当該親会社等が外国の証券取引所又は組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている株券(預託証券を含む。)の発行者である場合
- c 当該親会社等について上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が親会社等について開示すべき事実を把握することが困難であると当取引所が認める者である場合
- d その他当取引所が適当と認める者である場合

上記に該当する場合であっても、新規上場時において会社情報の開示に係る確約(株券上場審査基準の取扱い1(2)dの(d)の口又は4(1)dの(c)の口の規定による確約)の対象とした親会社等であるときには、開示が必要となります。

いわゆる財産管理会社の側面を有する会社についても、「親会社等」に該当する場合には、この規定の適用対象となります。また、セントレックスの上場会社についても、従来の「総議決権の過半数を保有している会社」に限らず、「親会社等」を有している場合にはこの規定が適用されることとなりますので、ご注意ください。

(2) 開示内容

- a 決定事実・発生事実(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い(以下、「適時開示規則の取扱い」という。)1の2(3)a・b)

上場会社は、開示対象である非上場会社である親会社等の業務執行を決定する機関が一定の事項を行うことについて決定した場合及び当該親会社等に一定の事実が発生した場合には、直ちにその内容を開示する必要があります。

(別紙7「非上場の親会社等に係る開示項目(決定事実・発生事実)」参照)

平成17年3月1日から適用されます。

- b 決算情報(適時開示規則の取扱い1の2(3)c)

上場会社は、開示対象である非上場の親会社等の事業年度の決算の内容が定まった場合には、直ちに、当該内容について開示を行う必要があります（上場会社の決算の内容（決算短信等）の開示とは別途の開示となります。）。

当該開示においては、少なくとも、当該親会社等に関する以下の（a）及び（b）に掲げる内容について開示を行うようお願いいたします。

（a）当該親会社等の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書。さらに、作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書）

証券取引法開示ベースで作成している財務諸表がある場合には、当該財務諸表を開示してください。商法による貸借対照表及び損益計算書のみ作成している場合には、当該書類の開示で結構です。

連結ベース、中間ベース、中間連結ベースの財務諸表（計算書類）を作成している場合には、その内容が定まり次第、当該書類も開示してください。なお、親会社等が外国会社である場合で、個別ベースの財務諸表を作成していないときには、連結ベースの財務諸表のみの開示で結構です。

（b）当該親会社等の株式の所有者別状況、大株主の状況、役員の状況

有価証券報告書様式（開示府令第3号様式（当該親会社等が外国会社である場合には、第8号様式））における「株式等の状況」における「所有者別状況」及び「大株主の状況」並びに「役員の状況」に準じて記載してください。

平成17年3月1日以後に終了する親会社等の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計期間若しくは中間連結会計期間に係る開示から適用されます。

（参考：親会社等の決算期ごとの適用開始時期）

親会社等の決算期	最初に適用のある事業年度等に係る開示
3月期～8月期	平成17年3月期～8月期に関する事業年度・連結会計期間に係る開示
9月期～12月期	平成17年9月期～12月期に関する中間会計期間・中間連結会計期間に係る開示
1月期・2月期	平成18年1月期・2月期に関する中間会計期間・中間連結会計期間に係る開示

（変則決算期の会社を除く。）

c 有価証券報告書等の写しの提出（適時開示規則の取扱い11d）

開示の対象となる非上場の親会社等が、内閣総理大臣（権限委任を受けた所管の財務局。親会社等が外国会社である場合には、相当する外国の行政庁を含む。）に
有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書若しくは臨時報告書（当該親会社等
が外国会社の場合には、これらのほか、四半期報告書）又はこれらの訂正報告書を
提出した場合には、当取引所にその写しを提出する必要があります。

なお、当取引所では、提出を受けた書類を公衆縦覧に供します。

当該書類がE D I N E Tにより所管の財務局に提出される場合には、当該提出
をもって、当取引所への写しの提出とみなす取扱いとします。（実際の写しの提出
は不要です。）

平成 17 年 3 月 1 日から適用されます。

（ 3 ） 開示対象となる親会社等の特定

a 移行措置（適用開始時（平成 17 年 3 月 1 日）まで）

移行措置として、全上場会社について、親会社等の状況を確認し、非上場の親会
社等を有している場合にはその会社情報の適時開示の必要の有無及び当該開示の対
象となる親会社等を特定する必要があるため、平成 17 年 2 月 1 日現在上場している
上場会社は、平成 17 年 2 月 28 日までに次の（ a ）又は（ b ）に掲げる事項を記載
した書面をご提出いただきます。（別紙 8「親会社等の状況に関する通知書」に従っ
て作成・提出してください。）

上場会社が親会社等を有していない場合、及び、親会社等が国内上場会社であ
る場合など（ 1 ）の [親会社等に係る会社情報の開示を要しない場合] a から d
までのいずれかに該当する場合も対象となります。また、平成 8 年 1 月 1 日以後
に上場申請し、上場した会社で、現に非上場の親会社等に係る会社情報の適時開
示を行っている上場会社も対象となります。

（ a ） 親会社等を有していない場合 その旨

（ b ） 親会社等を有している場合

イ 親会社等の商号又は名称、 親会社等の議決権所有割合、 親会社等が発
行する株券が上場されている証券取引所等（外国の証券取引所及び組織された
店頭市場を含む。）の商号又は名称

親会社等が複数ある場合は、それぞれの親会社等について記載してくださ
い。

□ [親会社等が複数ある場合]親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと考えられる会社の商号又は名称及びその理由

なお、上場会社に与える影響が最も大きい会社が複数ある（影響が同等である）と考えられる場合は、そのすべての会社について記載し、影響が同等であると考えられる理由を記載してください。

親会社等が複数ある場合における上場会社に与える影響を判断するにあたっては、上場会社の意思決定や事業活動に与える影響の大きさについて検討することになります。一般的には、議決権（間接保有を含む。）をより多く有している親会社等や、最終的な影響力を行使し得る立場にあり、企業グループとしての方向性を決定できる資本上位会社である親会社等が、影響が最も大きいものと考えられます。ただし、形式的にそのような立場にあっても影響力が実際には行使されず、議決権所有割合の少ない親会社等や、相対的に資本下位会社であっても人事、取引等の関係を通じて日常的な意思決定や事業活動に影響を与えることができる親会社等が、むしろ影響が最も大きいものと考えられる場合も想定されますので、上場会社の意思決定や事業活動に与える影響について、各社の実状に照らして、総合的に勘案して判断してください。

複数の親会社等について、各観点からそれぞれ影響の大きな親会社等が異なり、総合的に影響が最も大きい会社が明確でないと考えられる場合には、影響が同等であるとし、その理由として、それぞれの親会社等の上場会社に与える影響について記述してください。

八 親会社等（親会社等が複数ある場合には、上場会社に与える影響が最も大きいと考えられる会社（注））について、次の（イ）又は（ロ）に掲げる事項

（注） 上場会社に与える影響が最も大きい会社が複数ある（影響が同等である）と考えられる場合は、いずれか任意の1社を選択し、当該親会社等の商号・名称を記載してください。

（イ） 当該親会社等について非上場の親会社等に係る会社情報を開示する場合
その旨

あわせて、以下の書類をご提出ください。

当該親会社等の直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書（連結ベースのものがある場合には、当該書類もあわせてご提出ください。）

当該親会社等の「所有者別状況」、「大株主の状況」及び「役員の状況」

を記載した書面(有価証券報告書様式(開示府令第3号様式(当該親会社等が外国会社である場合には、第8号様式))に準じて記載してください。)

(ロ)当該親会社等について、非上場の親会社等に係る会社情報を開示する必要がないと考える場合

その旨及びその理由(以下の から までのいずれか1つを選択してください。)

当該親会社等が国内の証券取引所に上場されている株券の発行者であるため

当該親会社等が外国の証券取引所又は組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている株券(預託証券を含む。)の発行者であるため

当該親会社等について上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が親会社等について開示すべき事実を把握することが困難であると考えため(あわせて、そのように考える理由について記載してください。)

のケースに該当する場合としては、例えば、上場会社の株式の買占めを行った敵対的買収者が親会社等に該当することとなるような場合であって、上場会社が当該親会社等の会社情報を把握することが困難なケースが想定されます。

提出いただいた書面をもとに、当取引所において、非上場の親会社等に係る会社情報を適時開示しなければならない上場会社及び当該開示に係る親会社等を決定し、上場会社にご連絡(個別連絡又は上場会社通信への掲載等)する予定です(提出いただいた書面は公表しません。)

なお、書面提出後、平成17年2月28日までに記載内容に変更・訂正がある場合には、遅滞なく新たな書面の提出をお願いします。

b 開示対象となる親会社等の変更時(平成17年3月1日以後)

開示対象となる非上場の親会社等の変更を要する場合(例えば、親会社等の異動、親会社等の新規上場又は上場廃止等により、開示対象となる親会社等が他社に変更になる場合、開示対象となる親会社等がなくなる場合、又は、新たに開示対象となる親会社等を有することになる場合)には、その旨及びその理由を記載した書面を当取引所にご提出ください。

(4)親会社等との連絡体制等の整備等

非上場の親会社等に関する会社情報を開示しなければならない上場会社は、当該親会社等の会社情報を適切に把握・管理できるよう、当該親会社等との連絡体制等を整備するなど、適切な開示体制の構築に努めていただくようお願いいたします。

2. 上場会社の決算発表時における親会社等に関する事項の開示

投資者の投資判断上、持株比率や取引関係をはじめとする親会社等との関係は有用な情報であり、当取引所では、従来から上場会社に対し、「重要な関連当事者（とりわけ、親会社をはじめとする資本上位会社）との人事、資金、技術及び取引等の関係に係る基本的な考え方」や「関連当事者との取引」について決算短信において開示することを要請してきましたが、今般、この内容を拡充するとともに規則化し、親会社等を有する全ての上場会社について、「親会社等に関する事項」の開示を義務付けることとしました（適時開示規則第2条第9項）。

親会社等を有する上場会社は、事業年度に係る決算の内容（決算短信）を開示する場合は、親会社等に関する以下の事項を開示するものとします。

非上場の親会社等を有している上場会社に限らず、親会社等を有している上場会社全社に適用になります。

親会社等が複数ある場合には、すべての親会社等についての記載が必要になります。

なお、複数の会社に関する内容をまとめて記載することができる部分については、まとめて記載することでも結構です。

(1) 親会社等の商号又は名称、親会社等の議決権所有割合、親会社等が発行する株券が上場されている証券取引所等（外国の証券取引所及び組織された店頭市場を含む。）の商号又は名称

(2) [親会社等が複数ある場合]

親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称及びその理由

なお、上場会社に与える影響が最も大きい会社が複数ある（影響が同等である）場合は、そのすべての会社について記載し、影響が同等である理由を記載してください。

(3) [親会社等（親会社等が複数ある場合には、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社。上場会社に与える影響が最も大きい会社が複数ある（影響が同等

である)場合は、上場会社が選択したいずれか1社)が、国内の証券取引所に上場されている株券の発行者及び外国の証券取引所若しくは組織された店頭市場において上場若しくは継続的に取引されている株券(預託証券を含む。)の発行者でない場合で、当該親会社等について、非上場の親会社等に係る会社情報の開示が免除されている場合(適時開示規則の取扱い1の2(3)ただし書の適用を受ける場合)]

当該免除を求めるにあたり当取引所に提示した理由

(4) 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けのほか、親会社等からの独立性の確保の状況等について、定性的な記述が求められます。

例えば、親会社等を有する上場会社は、親会社等による企業グループとしての経営方針の影響を受けて活動する中においても上場会社としての自由な事業活動や経営判断が阻害されていないことが必要ですが、そうした親会社等からの一定の独立性を確保していることについての説明がなされることが望まれます。

(5) 親会社等との取引に関する事項

財務諸表又は連結財務諸表に記載される「関連当事者との取引」に関する注記(財務諸表等規則第8条の10又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の4)のうち、親会社等との取引に関する事項

実務上は、決算短信における財務諸表又は連結財務諸表中の「関連当事者との取引」に関する注記を参照する旨を記載することで足りることとします。

平成17年3月1日以後に終了する事業年度に係る決算の開示から適用されます。

(参考：決算期ごとの適用開始時期)

決算期	最初に適用のある事業年度等に係る開示
3月期～12月期	平成17年3月期～12月期に関する事業年度に係る決算の開示
1月期・2月期	平成18年1月期・2月期に関する事業年度に係る決算の開示

この見直し内容を盛り込んだ決算短信等の記載要領につきましては、平成17年3月を目途に別途ご案内させていただく予定です。

3. その他適時開示事項の整備

(1) 「親会社」の定義の見直し（適時開示規則第2条第1項第2号g）

適時開示規則上の「親会社」の定義を見直し、財務諸表等規則第8条第3項に規定する「親会社」とすることとしました。

(2) 「親会社の異動」に関する開示事項の整備（適時開示規則第2条第1項第2号g）

「親会社の異動」に加え、「上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社の異動」が発生した場合にも、直ちに当該事実を開示しなければならないこととしました。

「親会社」から「上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社」への異動及び「上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社」から「親会社」への異動も対象となります。

(3) 「親会社に係る破産手続開始の申立て等」に関する開示事項の整備（適時開示規則第2条第1項第2号j）

「親会社に係る破産手続開始の申立て等（注）」に加え、「上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社に係る破産手続開始の申立て等」が発生した場合にも、直ちに当該事実を開示しなければならないこととしました。

（注）破産手続開始の申立て等：

破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告

少数特定者持株数に係る基準における緩和措置の廃止等

1. 上場廃止基準における緩和措置の廃止

少数特定者持株数の水準を当分の間緩和することとしている取扱い（平成7年1月4日改正付則による緩和措置）を廃止し、少数特定者持株数が上場株式数の80%を超えている場合において、1か年以内に上場株式数の80%以下にならないときに上場廃止することとします。

平成17年2月1日以後開始する事業年度を審査対象決算期とする少数特定者持株数の審査から適用します。

例えば、最初に改正規則の適用を受ける1月末日決算会社は、最短で、平成18年1

月期末において少数特定者持株数が80%を超えている場合に猶予期間に入り、平成19年1月期末までに改善されない場合に上場廃止となります。

3月期決算会社では、最短で、平成18年3月期末において少数特定者持株数が80%を超えている場合に猶予期間に入り、平成19年3月期末までに改善されない場合に上場廃止となります。

2. 一部指定基準における緩和措置の廃止

少数特定者持株数の水準を、当分の間、上場株式数に応じて緩和することとしている取扱い(平成11年2月1日改正付則による緩和措置)を廃止し、全社一律に、少数特定者持株数が市場第一部銘柄指定申請の直前事業年度の末日等において、上場株式数の70%以下であることを要することとします。

平成17年2月1日以後開始する事業年度を直前事業年度として市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用します。

3. その他株式の分布状況に関する基準の規定整備

上場廃止基準及び「市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準」の付則において規定していた「少数特定者持株数」及び「株主数」の定義を、これらの規則の本文において規定することとします。

少数特定者持株数

大株主上位10名(所有株式数の多い順に10名の株主をいう。)が所有する株式(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。)及び役員が所有する株式の総数に上場会社が所有する自己株式数を加えた株式数

株主数

所有株式数の多い順に10名の株主(明らかに固定的所有でないと認められる株式を所有する者を除く。)及び役員並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数

付則から規則の本文に定義を移行したものであり、内容について実質的な変更を伴うものではありません。

財務諸表等の虚偽記載に係る上場廃止基準の見直し

財務諸表等の虚偽記載に係る上場廃止基準において、現行では、有価証券報告書等(有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類及びこれら

の添付・参照書類をいう。以下この（注）において同じ。）の財務諸表等に「虚偽記載」を行った場合のみを対象としています。有価証券報告書等のうち財務諸表等以外の部分に「虚偽記載」(注)を行った場合も対象とします(株券上場廃止基準第2条第11号)。

具体的には、上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合には、上場廃止することとします。

(注)「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、内閣総理大臣から訂正命令を受けた場合、内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により告発が行われた場合、又は訂正報告書等を提出した場合であって、訂正内容が重要であるときをいうものとします。

平成17年2月1日以後に提出される有価証券報告書等から適用します。

「上場株券の市場第一部銘柄指定基準」においても、同様に「虚偽記載」の対象となる範囲を有価証券報告書等とする見直しを行います。

有価証券報告書等の訂正に伴い、決算短信など適時開示規則に基づき開示した内容との差異が生じる場合には、従来から、適時開示内容についても訂正・変更の開示を行う必要がありますので、ご注意ください(適時開示規則第4条、適時開示規則の取扱い2の5)。

株式事務代行機関に関する上場制度の見直し

1. 株式事務代行機関の設置義務の拡大

昭和46年7月1日以前に上場した会社について株式事務代行機関の設置を免除している取扱い(適時開示規則昭和46年7月1日則改正付則)を廃止し、すべての上場会社(当取引所の承認する株式事務代行機関である上場会社を除く。)について、株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関に委託するものとするものとします。

平成17年2月1日以後最初に到来する決算期に関する定時株主総会の招集日から起算して1か月目の日を迎えた上場会社から適用します。

2. 株式事務代行機関への委託に関する上場廃止基準の新設

株式事務代行機関への委託に関する上場廃止基準を新設し、上場会社が株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合には上場廃止することとします(株券上場廃止基準第2条第13号)。

平成17年2月1日から適用します。ただし、同日現在の上場会社のうち、1.の株式事務代行機関を設置していない会社については、同日以後最初に到来する決算期に関する定時株主総会の招集日から起算して1か月目の日から適用します。

3. 株式事務代行機関への委託に関する適時開示事項の新設

株式事務代行機関への委託に関して、上場会社が直ちに適時開示を行わなければならない決定事実・発生事実を次のとおり追加することとしました。

(1) 決定事実

上場会社は、上場会社の業務執行を決定する機関が、「株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこと」を決定した場合には、直ちにその内容を開示しなければならないこととします。

(2) 発生事実

上場会社は、「株式事務代行委託契約の解除の通知の受領その他株式事務を当取引所が承認する株式事務代行機関に委託しないこととなるおそれが生じたこと又は株式事務を当取引所が承認する株式事務代行機関に委託しないこととなったこと」が発生した場合には、直ちにその内容を開示しなければならないこととします。

平成 17 年 2 月 1 日から適用します。

今回の見直しの全般の実施時期・適用関係について、「別紙 9 会社情報等に対する信頼向上のための上場制度の見直し（平成 17 年 2 月 1 日施行）の主な項目の実施時期・適用関係（概要）」にまとめましたので、ご参照ください。

今回の見直しに伴い必要となる提出書類について、「別紙 10 会社情報等に対する信頼向上のための上場制度の見直しに伴いご提出いただく書類一覧」にまとめましたので、ご参照ください。また、今回の見直しによる移行措置として必要となる提出書類について、「別紙 11 会社情報等に対する信頼向上のための上場制度の見直しに関する移行措置としてご提出いただく書類」にまとめましたので、ご参照ください。

以 上

適切な情報開示のためにご提出いただく宣誓書及び確認書に関する
上場会社代表者の留意事項について

1. 適時適切な情報開示に関する宣誓に関する留意事項

- ・ 当取引所では、上場会社代表者による署名がなされた「適時開示に係る宣誓書」(以下「宣誓書」といいます。)を提出していただくことといたしました。これは、投資者に対して上場会社の代表者自らが投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを明らかにすることにより、証券市場に対する信頼を確保する観点からご提出いただくこととするものです。
- ・ 上場会社代表者におかれましては、上記趣旨を踏まえ、投資者への会社情報の適時適切な提供の重要性を再認識の上、自ら、適時開示に関する社内体制を御確認いただくとともに、今後も社内体制の充実に努めていくべきことを改めて認識していただき、その上で、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨む旨を宣誓していただきますようお願いいたします。
- ・ 宣誓書の具体的な記載内容は以下のとおりです。

_____ (社名を記載)は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況を記載した書面を添付

- ・ なお、宣誓書は、公衆縦覧に供されることとなります。

2. 有価証券報告書等の適正性に関する確認書に関する留意事項

- ・ 当取引所では、上場会社が有価証券報告書又は半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)を内閣総理大臣に提出した場合、上場会社代表者による署名がなされた「有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する確認書」(以下「確認書」といいます。)を提出していただくことといたしました。これは、投資者に対して上場会社の代表者自らが有価証券報告書等に不実の記載がないと認識している旨を明らかにすることにより、証券市場に対する投資者の信頼を確保する観点からご提出いただくこととするものです。

- ・ 上場会社代表者におかれましては、上記趣旨を踏まえ、投資者の投資判断材料となる有価証券報告書等の重要性を再認識の上、自ら、有価証券報告書の作成プロセスや有価証券報告書等の適正性の裏付けとなる社内体制（業務執行体制、内部監査体制等）の整備・運用状況などを御確認いただき、その上で、有価証券報告書等に不実の記載がないと認識している旨とそのように認識している理由を確認書にご記載いただきますようお願いいたします。
- ・ なお、確認書は、公衆縦覧に供されることとなります。

（上場受益証券発行者にも、同様の規定が適用されます。）

以 上

適時開示に係る宣誓書

平成 年 月 日

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

会 社 名 _____ 印

代表者の
役 職
氏名（署名） _____ 印

.....(会社名を記載).....は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。

[参考様式]

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について

(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成 年 月 日

会 社 名
(コード番号 名証第 部)
(又はセントレックス)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

【上場会社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況についてご記入ください。】

以上

適時開示に係る宣誓書（提出票）

以下のとおり適時開示に係る宣誓書等を提出します。

【提出会社】

提出日	平成 年 月 日
会社名（コード）	()
担当者 部署名	
役職	
氏名	
連絡先電話番号	

【提出書類】（提出する書類の□欄にチェックをしてください。）

- 本提出票
- 適時開示に係る宣誓書 原本 1 部 （添付書類のみ提出する場合は不要）
- 同上 写し 1 部 （添付書類のみ提出する場合は不要）
- 添付書類（社内体制の状況） 原本 1 部
- 同上 写し 1 部

※添付書類が 2 枚以上ある場合は、原本については、糊付けやホチキス止めなどを行わずに、クリップ止めのままご提出願います。

【提出理由】（該当する項目の番号を○で囲み、必要事項をご記入ください。）

1. 名証に対する代表者の変更	変更日（平成 年 月 日）
2. 前回提出時から 5 年間経過	経過（予定）日（平成 年 月 日）
3. 添付書類のみ提出（差替え）	理由 (1) 適時開示に係る社内体制の変更 (2) その他 ()
4. その他 ()	(例：商号変更、代表者の役職の変更等)

※最初の提出（平成 17 年 3 月 31 日までの提出）に際しては、提出理由の記入は不要です。

郵送先

〒460-0008 名古屋市中区栄三丁目 3 番 17 号
株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ 上場監理担当 宛

[参考様式]

有価証券報告書（半期報告書）の適正性に関する確認書

平成 年 月 日

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長

殿

本店所在地 _____
会 社 名 _____
(コード番号 _____ 名証第 _____ 部)
(又はセントレックス)

代 表 者 の
役 職
氏 名 (署名) _____ 印

当社の代表取締役（代表執行役）社長である〇〇〇〇は、当社の平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの第〇期事業年度の有価証券報告書（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの第〇期事業年度の間会計期間の半期報告書）の提出時点において、当該有価証券報告書（半期報告書）に不実の記載がないものと認識しております。

【以下、代表者が不実の記載がないと認識するに至った理由（有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して代表者が確認した内容）を記載する。】

提出票（有価証券報告書等の適正性に関する確認書）

以下のとおり有価証券報告書・半期報告書の適正性に関する確認書を提出します。

【提出会社等】

提出日	平成 年 月 日
会社名（コード）	()
確認対象の有価証券報告書・半期報告書	平成 年 月期 有価証券報告書 ・ 半期報告書 (有価証券報告書・半期報告書は、該当するものを○で囲んでください。)
有価証券報告書・半期報告書への確認書の添付の有無	あり ・ なし (該当するものを○で囲んでください。)
担当者 部署名	
役職	
氏名	
連絡先電話番号	

【提出書類】（提出する書類の□欄にチェックをしてください。）

本提出票

①有価証券報告書・半期報告書に確認書（企業内容の開示等に関する内閣府令第17条第1項第1号へ又は第18条第2項に規定する書類）を添付した場合
 当該確認書の写し 2部（うち1部は代表者による原本証明付）

②有価証券報告書・半期報告書に①の確認書を添付していない場合
 適時開示規則の規定により作成した確認書 原本1部
 同上 写し1部

※①②の場合とも、確認書が2枚以上ある場合は、糊付けやホチキス止めなどを行わずに、クリップ止めのままご提出願います。

郵送先

〒460-0008 名古屋市中区栄三丁目3番17号
 株式会社名古屋証券取引所
 自主規制グループ 上場監理担当 宛

親会社等の会社情報に関する適時開示制度の概要

	対象となる 上場会社	開示対象となる親会社等	開示内容・開示時期
1. 非上場の親会社等に関する適時開示	<u>右の開示対象となる親会社等を有する上場会社</u>	親会社等()のうち、次の～の会社に該当しない会社 国内の証券取引所の上場会社 外国の証券取引所・組織された店頭市場の上場会社 上場会社との事業上の関係が希薄であり、上場会社が開示すべき事実を把握することが困難である者 その他当取引所が適当と認める者 親会社等が複数ある場合は、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社1社。その影響が同等であると認められるときは、上場会社が選択したいずれか1社 なお、開示対象となる親会社等が変更となる場合は、当取引所にその旨及び理由を届出	(1) 決定・発生事実 合併、破産等の申立てなど所定の事項を当該親会社等の業務執行を決定する機関が決定した場合、又は、災害に起因する損害、主要株主の異動など、当該親会社等について所定の事実が発生した場合、直ちにその内容を開示 (2) 決算情報 当該親会社等の決算の内容が定まった場合、少なくとも次の内容を開示(上場会社の決算短信・中間決算短信とは別途開示) a 当該親会社等の財務諸表(貸借対照表、損益計算書など) b 当該親会社等の株式の所有者別状況、大株主の状況、役員状況 (3) 法定開示書類の写しの提出 当該親会社等が、内閣総理大臣等に有価証券報告書等法定開示書類を提出した場合には、当取引所にその写しを提出(公衆縦覧) 当該法定開示書類がE D I N E Tにより提出される場合は、不要
2. 上場会社の決算発表時における親会社等に関する事項の開示	<u>親会社等を有するすべての上場会社</u>	すべての親会社等 複数ある場合は、それぞれの親会社等について開示	上場会社の事業年度に係る決算(決算短信)を開示する場合に、以下の内容を開示(上場会社の決算短信における記載) (1) 親会社等の商号、議決権所有割合、上場されている証券取引所等の名称 (2) [親会社等が複数ある場合]親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号及びその理由 (3) 非上場の親会社等に係る会社情報の開示が免除されている場合は、当該免除を求めるにあたり当取引所に提示した理由 (4) 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係 (5) 親会社等との取引に関する事項

このほか、すべての上場会社において、「親会社」又は「上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社」の異動、親会社等に係る破産手続開始の申立て等が発生した場合には、適時開示が必要になります。

「親会社等」の定義

「親会社(注1)」及び「上場会社が他の会社の関連会社(注2)である場合における当該他の会社」

(注1) 親会社：財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社

(注2) 関連会社：財務諸表等規則第8条第5項に規定する関連会社

非上場の親会社等に係る開示項目（決定事実・発生事実）

【決定事実】

- 資本の減少
- 株式交換
- 株式移転
- 合併
- 会社の分割
- 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- 解散（合併による解散を除く。）
- 新製品又は新技術の企業化
- 業務上の提携又は業務上の提携の解消
- 子会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社の異動を伴う事項
- 固定資産の譲渡又は取得
- 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止
- 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
- 新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。）
- 公開買付け又は自己株式の公開買付け

【発生事実】

- 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
- 主要株主又は主要株主である筆頭株主の異動
- 親会社の異動又は親会社等が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社の異動
- 債権者その他の当該親会社等以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告
- 手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分
- 当該親会社等の親会社等に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告

上記項目に係る開示の要否の判断基準（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定めている基準（軽微基準））については、上場会社に適用される軽微基準について、「上場会社」を「上場会社の親会社等」と読み替えて適用してください。

親会社等の状況に関する通知書（別紙）

会社名（コード） _____（ _____ ）

2. 親会社等の名称等【親会社等を有する全上場会社が記入】

	親会社等の商号又は名称	「①親会社」又は「②上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社」の別 ※記号を記入	親会社等の議決権所有割合 (%)	親会社等が発行する株券が上場されている証券取引所等（※）の商号又は名称 (複数ある場合はすべて記載)
(1社目)				
(2社目)				
:				

(※) 外国の証券取引所又は組織された店頭市場を含む。

⇒ 親会社等が1社の場合、4.へお進みください。
複数の場合、3.へお進みください。

3. 親会社等の影響の状況【複数の親会社等を有する上場会社が記入】

上場会社に与える影響が最も大きいと考えられる会社の商号又は名称	
その理由	

※上場会社に与える影響が最も大きい会社が複数ある（影響が同等である）と考えられる場合は、そのすべての会社について記載し、影響が同等であると考えられる理由を記載してください。

⇒ 4.へお進みください。

4. 非上場の親会社等の開示に関する事項【親会社等を有する全上場会社が記入】

※親会社等が複数ある場合は、上場会社に与える影響が最も大きいと考えられる会社1社について記入

※上場会社に与える影響が最も大きい会社が複数ある（影響が同等である）と考えられる場合は、いずれか任意の1社を選択する。（選択した親会社等の商号・名称： _____）

当該親会社等について、その会社情報の適時開示が不要であると考えられる場合には、その理由（①～③）を選択してください。（該当する記号を○で囲んでください。） ①～③のいずれにも該当しない場合は、④を○で囲んでください。	① 当該親会社等が国内の証券取引所に上場されている株券の発行者であるため
	② 当該親会社等が外国の証券取引所又は組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている株券（預託証券を含む。）の発行者であるため
	③ 当該親会社等について上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が親会社等について開示すべき事実を把握することが困難であると考えられるため (あわせて、そのように考える理由について記載してください。) [理由]
	④ 当該親会社等に関する会社情報の適時開示が必要である場合 ※ あわせて、①当該親会社等の直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書（連結ベースのものがある場合には、当該書類も）及び②当該親会社等の「所有者別状況」、「大株主の状況」及び「役員の状況」を記載した書面（有価証券報告書様式（開示府令第3号様式（当該親会社等が外国会社である場合には、第8号様式））に準じて記載）をご提出ください。

以上

※この別紙は複数枚にわたっても構いませんので、ご自由に様式を拡張して記入してください。

※書面提出後、2月28日（月）までに記載内容に変更・訂正がある場合には、遅滞なく新たな書面の提出をお願いします。

会社情報等に対する信頼向上のための上場制度の見直し（平成17年2月1日施行）の
 主な項目の実施時期・適用関係（概要）

項目	開示・提出時期、改正内容等	適用開始時期（又は移行措置）
開示書類等の信頼向上		
1 適時開示に係る宣誓書・添付書類の提出	・代表者の変更があった場合 ・前回提出から5年間が経過した場合（添付書類のみ差替えも可）	・移行措置として、全上場会社が平成17年3月31日までに提出
2 有価証券報告書等の確認書の提出	・有価証券報告書・半期報告書の提出後遅滞なく（概ね2週間以内に）	・平成17年2月1日以後終了する事業年度に係る有価証券報告書又は同日以後に終了する中間会計期間に係る半期報告書から適用
3 監査証明を行う公認会計士等に関する改正	・2人以上の公認会計士又は監査法人による監査報告書・中間監査報告書が添付された有価証券報告書・半期報告書が法定提出期限から1か月以内に提出されない場合に上場廃止	・平成17年2月1日以後開始する事業年度に係る有価証券報告書又は同日以後に開始する中間会計期間に係る半期報告書から適用
親会社等の会社情報に関する適時開示		・移行措置として、全上場会社が平成17年2月28日までに親会社等に関する事項を記載した書面を提出
1 非上場の親会社等の会社情報の適時開示	親会社等の決定事実・発生時事実の開示 親会社等の決算情報の開示	・平成17年3月1日以後決定・発生したもののから適用 ・平成17年3月1日以後終了する事業年度又は同日以後に終了する中間会計期間に係る開示から適用
	親会社等の法定開示書類の提出（公衆縦覧）	・平成17年3月1日以後提出がなされたもののから適用
2 上場会社の決算発表時における親会社等に関する情報の開示	・事業年度に係る決算の内容（決算短信）を開示する場合に、親会社等に関する事項を開示	・平成17年3月1日以後終了する事業年度に係る決算の開示から適用
3 親会社等に関する適時開示事実の見直し	・「上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社」の異動及び当該会社に係る破産手続開始の申立等の発生を適時開示すべき事実に追加	・平成17年3月1日以後発生したもののから適用
少数特定者持株数に係る上場廃止基準における緩和措置の廃止	・決算期末における少数特定者持株数に係る上場廃止基準の緩和措置（90%）を廃止し、80%に	・平成17年2月1日以後開始する事業年度を審査対象決算期とする審査から適用
財務諸表等の虚偽記載に係る上場廃止基準の見直し	・財務諸表等に限らず、有価証券報告書等に「虚偽記載」を行った場合（影響が重大と認められるとき）に上場廃止	・平成17年2月1日以後に提出される有価証券報告書等から適用
株式事務代行機関の設置等		
1 株式事務代行機関に関する上場廃止基準の新設	・株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合は、上場廃止	・平成17年2月1日から適用（同日時点で委託していない会社は、同日以後最初に到来する決算期に関する定時株主総会の招集日から起算して1か月目の日を迎えた日から適用）
2 株式事務代行機関に関する適時開示事項の新設	・株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなるおそれが生じた場合等を適時開示すべき事実に追加	・平成17年2月1日以後決定・発生したもののから適用

会社情報等に対する信頼向上のための上場制度の見直しに伴いご提出いただく書類一覧

根拠規定の略称
 法：証券取引法
 規：有価証券上場規程
 開：上場有価証券の発行者の会社情
 報の適時開示等に関する規則

事例	提出書類	提出時期	根拠	備考
1. 適時開示に関する宣誓書	(1) 提出票（別紙3） (2) 宣誓書（別紙1）及びその添付書類（別紙2）（それぞれ原本1部、写し1部） 代表者の変更があった場合には「代表者の変更」の項を参照	代表者の変更後速やかに、又は、前回提出時から5年 間が経過した場合速やかに なお、添付書類のみ随時 差替えも可 最初の提出は平成17年3 月31日まで	開4条の4	宣誓書については 上場会社代表者による署名を要する。
2. 有価証券報告書等の適正性に関する確認書	(1) 提出票（別紙5） (2) 確認書（別紙4）（原本1部、写し1部）（財務局長等に法令上の確認書を提出している場合には、当該写し2部（うち1部は原本証明付））	有価証券報告書又は半期報告書を財務局長等に提出後遅滞なく 平成17年2月1日以後終了する事業年度に係る有価証券報告書又は同日以後に終了する中間会計期間に係る半期報告書から適用	開8条	確認書については上場会社代表者による署名を要する（財務局長等に法令上の確認書を提出している場合を除く。）。
3. 開示対象となる非上場の親会社等の変更通知書	開示対象となる親会社等の変更通知書 今回の移行措置に伴い、最初の提出時に限り、「親会社等の状況に関する通知書」（別紙8）を提出	開示対象となる親会社等の変更時 最初の提出は全上場会社とともに平成17年2月28日までに	開12条	
その他 従来から変更なし				
1. 代表者（当取引所に対する代表者である代表取締役等）の変更	(1) 代表者関係通知書 (2) 株券見本（当取引所所定の「証券見本目録」添付）（株券記載の代表者に変更があった場合に限り。）	変更事由発生後直ちに 株券を株主に交付する以前	開12条 開10条	上場会社通信による提出も可

会社情報等に対する信頼向上のための上場制度の見直しに関する
移行措置としてご提出いただく書類

1. 宣誓書及び添付書類（別添資料 1 本文 1 ページ～ 3 ページ参照）

- (1) 提出会社
全ての上場会社
- (2) 提出書類
次の a 及び b の書類
 - a 宣誓書
上場会社の代表者による署名がなされた当取引所所定の宣誓書（別添資料 1 別紙 1）
 - b 添付書類
上場会社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況を記載した書面（別添資料 1 別紙 2）
- (3) 提出期限
平成 17 年 3 月 31 日（木）
- (4) 提出方法
所定の提出票（別添資料 1 別紙 3）とともに、宣誓書及び添付書類につきそれぞれ原本 1 部及び写し 1 部をご提出ください（当取引所に持参いただくほか、郵送でも結構です。）

2. 親会社等の状況に関する書面（別添資料 1 本文 8 ページ～ 11 ページ参照）

- (1) 提出会社
全ての上場会社
親会社等を有していない上場会社も提出の必要があります。
- (2) 提出書類
親会社等の有無、及び、親会社等を有している場合には当該親会社等について所定の事項を記載した書面（別添資料 1 別紙 8）
- (3) 提出期限
平成 17 年 2 月 28 日（月）
- (4) 提出方法
書面 1 部をご提出ください（当取引所に持参いただくほか、郵送又はファクシミリによる送付でも結構です。）

・ 郵送先
〒460-0008 名古屋市中区栄三丁目 3 番 17 号
株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ 上場監理担当 宛

・ F A X 送付先（ 2 . 親会社等の状況に関する書面のみ）
F A X 番号 0 5 2 - 2 6 4 - 4 7 0 2